

## 空家等対策に関する協定書

函館市（以下「甲」という。）と函館司法書士会（以下「乙」という。）は、空家等対策の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、市内の空家等が管理不全な状態とならないよう空家等に関する対策を推進することにより、良好な生活環境の保全および安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者または管理者をいう。

### （甲が行う業務）

第3条 甲は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）市内にある空家等の所有者等から空家等に関する法律や相続および各種契約に係る相談を受けた場合の乙の斡旋
- （2）乙が行う空家等対策に関する業務等の広報
- （3）前各号に掲げるもののほか、必要な業務

### （乙が行う業務）

第4条 乙は、この協定の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）空家等に関する法律相談等
- （2）空家等の相続人の調査、特定および相続登記に関する相談等
- （3）空家等の利活用、跡地利用等に関する各種契約内容の相談等
- （4）甲が行う空家等対策に関する業務等の広報
- （5）甲が行う空家等対策に関する業務に必要な助言および支援

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙が書面により終了の申し出を行わない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 乙および乙の会員は、この業務を通じて知り得た個人情報、甲の業務上および技術上の情報その他情報を協定の目的以外に利用し、甲の許可なく第三者に対して開示または漏えい、および不当な目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、協定期間の終了した後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月6日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市千歳町21番13号

乙 函館司法書士会

会長 國 谷 大 輔